

事務連絡  
令和2年5月19日

各都道府県特別定額給付金担当部長  
各指定都市特別定額給付金担当部長 殿

総務省自治行政局地域政策課  
特別定額給付金室長

特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった  
外国人に係る取扱いについて

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

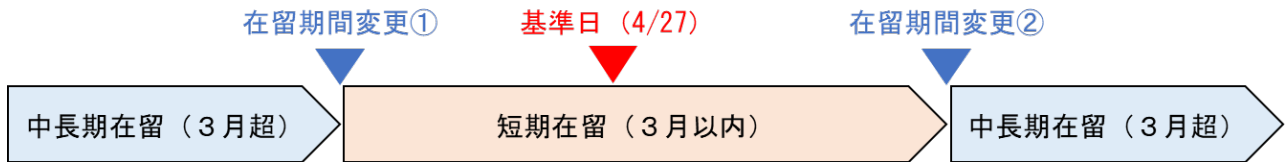
さて、本事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて、以下のとおりお知らせしますので、事業の実施に当たり十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市を除く）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 我が国に在留する外国人のうち、基準日（令和2年4月27日）前に住民基本台帳に記録され、基準日以前に在留資格が「短期滞在」に変更となったり、3か月以下の在留期間が決定されるなどして、結果として住民基本台帳から削除された者であって、基準日後において再度在留資格や在留期間が変更となり、住民基本台帳に記録されるに至った者については、基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったものとして取り扱うこととして差し支えないこと。
- 2 上記1による取扱いに当たっては、以下によらねたいこと。
  - (1) 現に住民基本台帳に記録されている外国人であって、基準日前に住民基本台帳に記録され、その後在留資格や在留期間が変更となり、基準日において住民基本台帳から削除されていた者から、特別定額給付金の給付を希望する旨の申出を受けた市区町村は、当該者及び住民基本台帳に記録されている世帯員（以下「世帯員」という。）に係る申請書を、当該者の属する世帯の世帯主に送付する。
  - (2) その際、当該者及び世帯員が基準日前に住民基本台帳に記録されていたことを確認する。具体的には、例えば当該者及び世帯員が基準日前に在留資格や在留期間が変更になった際に地方出入国在留管理官署から返却を受ける穿孔処理された在留カードの提示を求める方法や、基準日以前において最後に住民票があった市区町村における除票を確認する方法による。

【給付対象者のイメージ（例）】



- 在留期間変更①により、住民票が消除されることから、基準日において住民基本台帳に記録されていない状態となるが、在留期間変更②により、住民票が作成され、住民基本台帳に記録されている状態となる。
- このような者については、「特別定額給付金給付事業について」（令和2年4月30日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長発事務連絡）により通知した「特別定額給付金給付事業実施要領」第1章第3における「基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの」に該当し、給付対象者として取り扱うこととして差し支えないとするものである。